B区間

軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
333.334	428.572	476.191	666.667	1,142.858

C区間

軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
333.334	428.572	523.810	714.286	1,190.477

㈱　A区間とは、京都市伏見区向島大黒（起点）から京田辺市松井までの区間を、B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間を、C区間とは、交野市星田北から門真市大字稗島までの区間をいう。

ハ　一般国道２号（第二神明道路）（以下「第二神明道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間名＼車種	普　通　車	大　型　車	特　大　車
東側区間	190.477	285.715	666.667
西側区間	100.000	150.000	349.515

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

（注２）上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

（注３）神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間のいずれかの区間または両区間と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線のうち神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間のいずれかの区間または両区間とを連続して通行する場合における料金の額は、兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線の料金の額を含め、東側区間の通行１回あたりの料金の額とする。

ニ　広島岩国道路における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

				大竹ジャンクション
			大　竹	50.000
		大　野	339.806	388.350
	廿日市ジャンクション	350.000	679.612	728.156
廿　日　市	100.000	350.000	679.612	728.156

大型車

				大竹ジャンクション
			大　竹	100.000
		大　野	485.437	582.525
	廿日市ジャンクション	500.000	970.874	1,067.962
廿　日　市	150.000	500.000	970.874	1,067.962

特大車

				大竹ジャンクション
			大　竹	200.000
		大　野	1,165.049	1,359.224
	廿日市ジャンクション	1,200.000	2,330.098	2,524.272
廿　日　市	350.000	1,200.000	2,330.098	2,524.272

ただし、平成26年４月１日から平成36年３月31日までの間において、ＥＴＣ車については、次表のとおりとする。

普通車

				大竹ジャンクション
			大　竹	17.220
		大　野	238.096	221.400
	廿日市ジャンクション	115.620	319.800	337.020
廿　日　市	61.500	238.096	476.191	398.520

大型車

				大竹ジャンクション
			大　竹	28.413
		大　野	333.334	365.310
	廿日市ジャンクション	190.773	527.670	556.083
廿　日　市	101.475	333.334	666.667	657.558